

みんなで創るわらび推進条例市民懇談会の会議の傍聴にかかる取り決め

(目的)

- 1 みんなで創るわらび推進条例市民懇談会（以下「懇談会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の数)

- 2 傍聴人の数は、会議を円滑に進行するため、懇談会の会長（以下「会長」という。）が適宜定める。

(傍聴の手続き)

- 3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に住所、氏名等を記入のうえ、会長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

傍聴券は、会議開始予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が、会長の定めた数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることのできない者)

- 4 会議を妨害するおそれがあると認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

- 5 傍聴人は、傍聴席において、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

- 6 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、録音してはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

- 7 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会議資料の提供の取り扱い)

- 8 会議に提出した資料については、傍聴人に対して会議中閲覧させることができる。

(委任)

- 9 その他傍聴について必要な事項は、会長が会議に諮り定める。